発議第４号

南魚沼市議会会議規則の一部改正について

南魚沼市議会会議規則（平成１６年南魚沼市議会規則第１号）の一部を改正する規則を別紙のとおり、南魚沼市議会会議規則第１４条第１項の規定により提出する。

令和４年３月１７日提出

南魚沼市議会議長

塩　谷　寿　雄　　殿

提出者　　南魚沼市議会議員　　塩　川　裕　紀

賛成者　　南魚沼市議会議員　　目　黒　哲　也

賛成者　　南魚沼市議会議員　　梅　沢　道　男

賛成者　　南魚沼市議会議員　　中　沢　道　夫

賛成者　　南魚沼市議会議員　　勝　又　貞　夫

賛成者　　南魚沼市議会議員　　吉　田　光　利

賛成者　　南魚沼市議会議員　　中　沢　一　博

別紙

南魚沼市議会会議規則の一部を改正する規則

南魚沼市議会会議規則（平成１６年南魚沼市議会規則第１号）の一部を次のように改正する。

目次中「第７章　議員の派遣（第１６６条）
第８章　補則（第１６７条）」を
「第７章　協議又は調整を行うための場（第１６６条）
第８章　議員の派遣（第１６７条）
第９章　補則（第１６８条）」に改める。

第８４条第２項中「第８３条」を「前条」に改める。

第１６７条を第１６８条とする。

第８章を第９章とする。

第７章中第１６６条を第１６７条とする。

第７章を第８章とし、第６章の次に次の１章を加える。

第７章　協議又は調整を行うための場

（協議又は調整を行うための場）

第１６６条　法第１００条第１２項の規定による議案の審査又は議会の運営に関して協議又は調整を行うための場（以下「協議等の場」という。）を別表のとおり設ける。

２　前項で定めるもののほか、協議等の場を臨時に設けようとするときは、議会の議決でこれを決定する。

３　前項の規定により、協議等の場を設けるに当たっては、名称、目的、構成員、招集権者及び期間を明らかにしなければならない。

４　協議等の場の運営その他必要な事項は、議長が別に定める。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第１６６条関係）

名称	目的	構成員	招集権者
議会全員協議会	市政に関する重要な事項又は議会運営に関する事項について協議又	全議員	議長

	は調整を行うため		
会派代表者会議	会派間の意見調整その他議会運営上必要と認める事項について協議又は調整を行うため	議長、副議長及び会派から選出された議員又はその代理者	議長。ただし、一般選挙後、議長が選任されるまでの間は議会事務局長

附　則

この規則は、公布の日から施行する。